

2 - 9 財団法人青森県育英奨学会

1 法人の概要

(平成18年6月1日現在)

代表者職氏名	理事長 工藤 幸七郎	県所管部課名	教育庁 県立学校課
設立年月日	昭和54年11月1日	基本財産	2,500千円
主な出資者等の構成 (出資等比率順位順)	氏名・名称		金額
	青森県育英奨学会		1,500千円
	青森県		1,000千円
組織構成	区分	人数	うち常勤
	理事	12名	名
	監事	2名	名
	職員	9名	3名
業務内容	学資の貸与、学生寮の維持管理、学生寮入寮生の生活指導		
経営状況 (平成17年度)	当期収入	820,688千円	(その他参考) 県等からの補助金 353,118千円
	当期支出	809,360千円	
	当期収支差額	11,328千円	
	当期正味財産増減額	351,806千円	

2 沿革

昭和31年に国から東京都小平市にある旧陸軍経理学校の建物と土地の払下げを受け、青森県直営の学生寮が設置された。その後、建物の老朽化に伴う建替えに当たり、昭和54年に「財団法人青森県学生寮」が設立され、同財団が銀行から建設費を借入れし、昭和56年に現在の学生寮に全面改築された。

また、昭和58年に青森銀行が40周年を記念して県に寄付した1億円と県の1億円を合わせた2億円で大学奨学金貸与事業を実施することとし、名称を「財団法人青森県育英奨学会」に変更した。

さらに、国の行政改革により日本育英会が廃止され、高校奨学金貸与事業については、平成17年度入学者から各都道府県に移管されることとなり、本県においては、当法人が行うこととなった。

なお、大学奨学金貸与事業については、平成2年度、平成4年度、平成7年度及び平成11年度に県の補助金の交付を受けて実施してきたが、今後、県からの補助金は困難な状況にあることから、平成17年度から貸与人員を130人から90人に減少し、事業を継続している。

3 課題と点検評価

(1) 役割

当法人は、「青森県の子弟のうち、学業、人物が優れているにもかかわらず、経済的理由により修学困難な者に対し学資を貸与し、及び学生寮を利用させる等必要な援助を行い、本県及び国家社会の発展に貢献しうる人材の育成に寄与する」ことを目的としており、東京都小平市にある青森県学生寮(定員100名)の管理運営事業、大学奨学金貸与事業及び高校奨学金貸与事業を実施している。

平成16年度公社等経営評価委員会評価結果等報告書においては、「学生寮管理運営事業については、現時点では引き続き入寮生の確保・経費節減等に努めてほしいが、将来的な学生寮を取り巻く環境の変化が想定され、また、地域が東京都内に限定されること等を踏まえて、青森県として長期的な視点から、県の関与廃止も含めて問い直す必要がある。」と提言されているところであり、学生寮の運営について廃止を含めた検討を行うよう求められていた。

所管課からは「学生寮の廃止については、まだ検討していない」との回答があったが、数年後に必要となる大規模改修は、当法人の財源だけでは不可能であり、県からの助成が必要不可欠である。しかも、現在のように東京都以外の各地域に様々な大学が設立されている状況下において、東京都の大学に入学している者にのみ特別に学生寮を提供することに県の施策上どれだけの意味があるのかという疑問もある。

したがって、学生寮の管理運営事業については、大規模改修が必要となる前に学生寮の廃止を含めて検討すべきであると思われる。

(2) 経営状況

当法人が実施する学生寮の管理運営事業、大学奨学金貸与事業及び高校奨学金貸与事業は、それぞれ別会計で経理されている。

学生寮の管理運営事業については、基本的に入寮費収入（年1回3万円）及び寮費収入（月額2万8千円）で賄われており、平成17年度決算について見ると、正味財産増減計算書では296万円の赤字となっている。

大学奨学金貸与事業については、奨学金の原資及び事務費とも既に貸付けしている奨学金の返還金収入により賄われている。

高校奨学金貸与事業については、奨学金の原資は国の補助金（平成17年度：3億4,766万円）、事務費は県の補助金（平成17年度：545万円）で賄われている。

(3) 業務執行状況

学生寮の管理運営事業については、既に述べたように、基本的に入寮費収入及び寮費収入で賄われるしくみとなっている。したがって、平成16年度公社等経営評価委員会評価結果等報告書においては、「引き続き入寮生の確保・経費節減等に努めてほしい」と提言されており、当委員会でも、公社等ヒアリングにおいて、入寮生の確保及び経費節減の状況について確認したところである。

入寮生の確保の状況については、平成17年度は約93%、平成18年度も4月から8月までの状況では約93%の入寮率となっていることが確認された。

また、経費節減の状況については、

ア 電気料金について、平成18年2月に東京電力との契約種別を「業務用電力」から「業務用季節別時間帯別電力」に変更したことにより、年間約23万8千円の節減を予定していること。
イ 修繕費について、小修繕をシルバー人材センターに依頼したり、寮長が行ったりしたことにより、年間約10万円の節減を図ったこと。

ウ 電話使用料について、平成17年7月に契約会社を変更したことにより、年間約4万5千円の節減を予定していること。

エ 振込手数料について、銀行振込手数料を業者の負担になるよう交渉したことにより、年間約2万円の節減を図ったこと。

が確認されたところであり、さまざまな取組を行っている点については評価したい。

学生寮の管理運営事業は、平成17年度決算で296万円の赤字となっていることから、入寮生の一層の確保を図り、今後とも引き続き経費削減に努めるとともに、入寮費及び寮費の見直しについても検討すべきである。

また、学生寮については、耐震基準には適合していないが、耐震性に問題はないこと、学生寮

の修繕計画については、今後予定されるものは寮内部の大規模改修であるが、小規模な改修工事を毎年度行っており、大規模改修は数年後と考えていることについて報告があった。

学生寮の管理運営事業に係る一般会計においては、平成17年度末で9万円(3名)の入寮費及び163万円(3名)の寮費が未収になっており、これらについては、電話等により督促を行っているが、回収が進んでいない。したがって、滞納者の支払能力を確認し、支払能力があると認められる場合には、内容証明郵便による支払催告書の送付、少額訴訟の提起(民事訴訟法第368条以下)、支払督促の申立て(民事訴訟法第382条以下)など、より実効性の高い措置を講じることを含め、債権回収の方策を検討することが必要である。

大学奨学金貸与事業については、平成16年度公社等経営評価委員会評価結果等報告書において、「近年の経済不況の影響を受けて奨学金の未収額は若干増加している。適正な回収に努めて欲しい。」と提言されている。

平成17年度の奨学金の回収率は、95.7%で前年度に比べ1.2%低下しており、平成17年度末の未収返還金は、1,456万円で前年度末に比べ約20%増加していることが確認された。その原因として、本人が就職できない、給料が低い、親も低所得、失業中等が多くなっているとの報告があった。また、未収が発生する一番の要因は、行方不明であるとの回答もあったところである。

公社等ヒアリングにおいては、3か月以上延滞した場合は、電話連絡をしたり、納付通知書を送付したりして返還指導を行っており、適正な回収に努めている、との回答があったが、回収率が低下し、未収返還金が増加していることは、現在の取組が十分な効果をあげていないことを示している。真にやむを得ない事由によって奨学金の返還が困難な場合等には、返還猶予が認められる制度もあることから、滞納者に対し、この制度を十分に周知した上で相談に応じることも必要である。また、返還猶予の要件に該当しない返還能力のある滞納者に対しては、内容証明郵便による支払催告書の送付、少額訴訟の提起、支払督促の申立てなど、より実効性の高い措置を講じることを含め、債権回収の方策を検討することが必要である。

高校奨学金貸与事業については、現在、臨時職員2名の体制で行っているが、平成16年度公社等経営評価委員会評価結果等報告書においては、「『日本育英会』が行っていた高等学校奨学金事業については、国の行政改革により平成17年度入学者から本法人が行うこととなっていることから、業務量の増大に伴う組織、業務管理体制の整備に万全を期してほしい。」と提言されている。

このことについて、所管課からは、旧日本育英会の青森県支部は、正職員3名で奨学生の採用、異動等に関する事務を行っていたほか、銀行への振込み、印刷等の発注、返還・督促は、東京の本部で行っていたことから、高校奨学金の返還が本格的に開始する平成21年度以後は、正職員2名、臨時職員1名の体制で実施していきたい、との説明があった。

日本育英会が高校奨学金貸与事業を実施していた時の回収率は全国ベースで約70%であるとの回答があったが、当法人の高校奨学金貸与事業の回収率もこれと同程度で推移すると、奨学金の原資が遠からず不足してしまうのではないかとということが懸念されるところである。

したがって、当法人に対しては、国からの補助金及び奨学金の回収状況についての見込みを立て、高校奨学金貸与事業の将来的なシミュレーションを策定することを求めたい。また、併せて高校奨学金の返還が本格的に開始する前に債権回収の体制及び方策について検討する必要がある。

平成16年度公社等経営評価委員会評価結果等報告書において提言されている内部監査の制度確立と実施・強化については、平成17年度に「内部監査に関する規程」を制定し、年2回の内部監査を実施しているとのことであり、評価したい。

4 当法人に対する提言

当法人が今後とも県内のできるだけ多くの生徒及び学生に奨学金を貸与すること等により、本県及び国家社会の発展に貢献しうる人材の育成に寄与することができるよう、当委員会は、次のとおり提言する。

(1) 学生寮の入寮生の確保、経費節減及び入寮費・寮費の見直し並びに廃止を含む事業の検討

学生寮の管理運営事業について、入寮生の一層の確保を図り、引き続き経費節減に努めるとともに、入寮費及び寮費の見直しを検討すること。また、学生寮の大規模改修が必要となる前に、学生寮の廃止を含めた検討を行うこと。

(2) 未収金に係る債権回収の強化

学生寮の管理運営事業に係る未収の入寮費及び寮費並びに大学奨学金貸与事業に係る未収返還金及び未収延滞金については、滞納者の支払・返還能力を確認の上、支払・返還能力があると認められる滞納者に対し、内容証明郵便による支払催告書の送付、少額訴訟の提起、支払督促の申立てなど、より実効性の高い措置を講じることを含め、債権回収の方策を検討すること。また、高校奨学金貸与事業についても、高校奨学金の返還が本格的に開始する前に債権回収の体制及び方策について検討すること。

(3) 高校奨学金貸与事業の長期的収支計画の策定

高校奨学金貸与事業については、長期的に継続して実施することができるかについて懸念されることから、長期的な収支計画を策定すること。

最後に、学生寮は、数年後には大規模改修が必要となること、また、地域が東京都内に限定されていること等からその必要性を検討する時期に来ていること、また、高校奨学金貸与事業については、長期的な収支見通しを検討する必要があることから、長期的な視点で当法人のあり方について検討することを求めたい。